

標準報酬月額改定届書 (産休・育休終了者用)

この届書は、産前産後休業又は育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月に支払われた報酬月額の平均額が、現在の標準報酬月額と比べて1等級以上の増減が生じたとき、標準報酬月額の改定を加入者が希望する場合に使用してください。

■提出上の注意

- この届書は、加入者本人が標準報酬月額改定を希望したとき、速やかに提出してください。
- 産前産後休業又は育児休業終了時改定のいずれか希望する方に加入者本人が○印を記入してください。
- 産前産後休業又は育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月のうち、支払基礎日数が17日以上(短時間労働加入者は11日以上)ある月の報酬を記入してください。支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)である月の報酬は0円と記入し、平均額の算定から除いてください。
- 産前産後休業又は育児休業終了日の翌日が属する月以後3か月のいずれの月も、支払基礎日数が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)である場合は、この届書は提出できません。

記入例

湯島学園の私学陽子さんが育児休業を終了して5月15日に復職しました。復職後は時間短縮勤務によって報酬が減額されたため、標準報酬月額の改定を希望することにしました。

(注)

5月15日に復職したので、5月の支払基礎日数は17日以上ない。5月の報酬の実支給額は178,000円であるが記入は0円とする。

加入者番号 13A9999-05678
加入者の生年月日 平成〇〇年10月5日
(報酬月額)

令和〇〇年5月 0円
令和〇〇年6月 276,800円
令和〇〇年7月 282,300円

(この用紙は再生紙を使用しております。)

加入者本人が、希望するいずれかの改定に○印を記入し、学校法人等への届出日を記入してください。

所属する学校(園)の記号番号を記入してください。

学校法人等住所・学校等名・代表者名を記入してください。

標準報酬月額改定届書(産休・育休終了者用)

●下記のとおり届け出ます。
令和〇〇年 8月 8日 下記の申請は事実と相違ないものと認めます。
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿 令和〇〇年 8月 9日

どちらかに○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	産前産後休業終了後の標準報酬月額改定を希望します。	5
<input checked="" type="checkbox"/>	育児休業等終了後の標準報酬月額改定を希望します。	2

学校記号番号	21110
県コード	13
学校種別	A
学校番号	9999

個人番号	加入者氏名	生年月日	改定前の標準報酬月額	算定基礎月	通常・短時間の区分(該当する番号に○)	報酬月額		※事業団記入欄 内週及 発給
						合計	平均額	
05678	私学陽子	昭和30年10月5日	1,830	1月 0:0:0.5 2月 0:0:0.6 3月 0:0:0.7	1. 通常(17日以上) 2. 短時間(11日以上)	0 276,800 282,300	279,550	

産前産後休業終了後の改定を希望する場合は次の事項を記入してください。

産前産後休業について	子の氏名	子の生年月日	性別	産前産後休業開始年月日	産前産後休業終了年月日
		5年 月 日	1 男 2 女	5年 月 日	5年 月 日

育児休業等終了後の改定を希望する場合は次の事項を記入してください。

育児休業等について	子の氏名	子の生年月日	性別	育児休業等開始年月日	育児休業等終了年月日
	私学太郎	5年 04月 03日	1 男 2 女	5年 05月 20日	5年 05月 14日

- ※欄は記入しないでください。
- 産前産後休業から引き続き育児休業を開始する場合は産後休業終了後の改定はできません。
- 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の従前保障については別途「養育期間標準報酬月額特例申請書」を提出してください。

私学事業団受付印

11320 2022.04

該当する年号の番号を○で囲んでください。生年月日は年・月・日ごとに2マス用いて記入し、1マスで足りる場合は前に0(ゼロ)を記入してください。

届出の時点ですでに事業団で確認されている標準報酬の等級と月額を記入してください。

産前産後休業又は育児休業終了日の翌日の属する月を1月目として継続した3か月の年月を記入してください。

報酬支払いの対象となつた日数(「支払基礎日数」)が17日未満(短時間労働加入者は11日未満)の場合、その月の報酬月額は0円と記入し、平均額の算定から除いてください。